

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

### 夫から突然の離婚宣告。 収入がなく、離婚は避けたいです。

# Q

実は主人が10日前、「離婚します」とだけ置き手紙を残して、家を出ていったのです。いえ、失踪ではありません。職場に電話をしたら普通に出勤していました。メールにも電話にも出ない。理由も思いつかず、両親とも一体どうしたのだろうと言っていたら、弁護士からこの書面が届きました。夫の離婚の意思は固い、そのことについて私と話し合いたいので、印鑑を持って事務所に来てくれとあります。

私が5歳上の主人と恋愛結婚して15年になります。子供は小学生が2人。今のマンションは結婚してすぐ主人がローンを組んで購入したものです。互いの

親が頭金を出したし、主人の年収は1000万円を超えているので、詳しいことは分かりませんが、ローン残はもうあまりないのではないかと思います。

本当に突然のことで、離婚を求められる理由も分かりません。10年も単身赴任だったのが最近転勤で本社に戻ってきて家族と一緒に生活になったので、生活のリズムが合わないというか、やりにくかったことはあると思います。生活費はこのところあまりくれているなかったので、出ていってしばらくすると20万円が振り込まれていました。

私は生活に不満もないし、離婚と言われても手に職もなく、何より小さい子供もいてこれから費用もかかるし、離婚は避けたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

### 離婚したくない意思を示しましょう。 やむを得ない場合は、養育費などの条件を。

# A

まあ、びっくりしますね。子供もいるのに、妻と何も話をせず一方的に出て行って、弁護士を立てれば済むだなんて、甘すぎますよね。

私の経験からすると、おそらく女がいるのではないと思いますが、思い当たることはないですか？しかし、なんか変な弁護士ですよ。裁判所で使われている基準算定表に基づいた月20万円の婚姻費用を振り込んだのはよいとして、印鑑を持参して事務所に行ったら、協議離婚届にサインと押印をさせられる、なんてこともあるのかも？注意するに越したことはありません。

互いに話し合って協議離婚をする時は、離婚届に必要な親権者の定めその他、養育費の支払額やマンションをどうするか、預貯金をどう分けるかといった財産分与、慰謝料の支払い、などについて強制執行力のある公正証書を作ったほうがよく、そんなに簡単な話ではありません。放っていたらそのうち調停を起こしてくるでしょう。あるいはこちらから離婚（婚姻関係調



整)調停を起こしてもよいのですよ。つまり自分は離婚したくないと正直に言っただけです。調停はまずは離婚ありきではなく、結婚を続けられないかといった試みもちゃんとしています。おっしゃる通り、小さな子供が2人もいるのだから、よほどの理由がない限り離婚しないほうがよいに決まっています。

ただそれでも、相手が絶対に同居が嫌ならば、縄をつけて連れ帰ることはできないので離婚はやむを得ないと思います。たとえ夫に女がいていわゆる有責

配偶者であっても、現在はだんだん破綻主義になっていて、別居後3年もすれば離婚は認められてしまいます。その際にはできるだけ高い養育費を大学卒業まで支払うこと、入学や学費、病気などでまとまったお金が必要な時はその都度話し合っ

て支払うことなどの条件をつけさせます。財産分与についても、婚姻期間中に蓄えた財産は収入いかに問わず夫婦で折半なので、せめてマンションは子供さんと子どもも出ていかなくて済むようにしてもらいましょう。